資料２

**２０２４（令和６）年度**

**自発的活動支援事業（共同事業費）**

**公募型助成　募集要領**

　「はじめに」

　　　西宮市社会福祉協議会では、西宮市より委託を受け、基幹相談支援センターを運営

　　しています。当センターへの委託事業になかに、①地域自立支援協議会の運営および

　　②自発的活動支援事業が含まれています。

この①②について共同事業費として運用しておりますが、②自発的活動支援事業については、当法人では実施しておらず、市内事業者や団体に再委託することで、効果的な実施を図ってきました。

令和２年度より、②自発的活動支援事業の再委託の方法を「公募型助成」に変更し、より一層、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みへの推進を目的に、地域自立支援協議会に参加されている事業者や団体からの公募型助成を実施します。

この自発的活動支援事業が、より広く、様々な活動に活用されることを願っております。

皆様からのご応募をお待ちしております。

問い合わせ

西宮市社会福祉協議会

障害者総合相談支援センターにしのみや（担当：中村・増田）

〒６６２－０９１３

　　　　　　　　　　　　　西宮市染殿町８－１７　西宮市総合福祉センター２F

　　　　　　　　　　　　　☎　０７９８－３７－１３００

　　　　　　　　　　　　　📠　０７９８－３４－５８５８

２０２４（令和６）年度　自発的活動支援事業（共同事業費）

公募型助成　募集要項

　募　集　内　容

　　〇助成対象

　　　　障害のある人が自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう、

　　　障害当事者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援

　　　することにより、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図ることを目的に

　　　下記①～⑥のいずれかの方式による事業を対象にします。

1. ピアサポート

障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会

活動を支援する。

1. 災害対策

障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

1. 孤立防止活動支援

地域で障害者等が孤立することがないよう見守り活動を支援する。

1. 社会活動支援

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかけ

る活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。

1. ボランティア活動支援

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

1. その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

* + 団体の維持費・運営費（人件費、事務所等維持管理費、スタッフ会議での

食糧費等）は対象外です。

　　〇活動・事業実施期間　：

２０２４（令和６）年４月１日～２０２５（令和７）年３月３１日

〇助成予定額　：　総額１００万円（予定）

　　　　各活動・事業の申請内容に応じて、助成額を決定します。

　　　　ただし１団体あたりの上限は、３０万円とします。

　〇助成応募資格

　　　下記項目すべてに該当することを条件とします。

1. 市内で活動する西宮市地域自立支援協議会に参加している団体及び事業所等
2. 助成対象となる活動・事業の実施地域が西宮市内であること
3. 共同事業費（自発的活動支援事業）の趣旨を理解していること
4. 活動・事業を適正かつ着実に実施ができる体制があること
5. 会計事務を適正に処理できる体制があること

　　　　※広く助成金が活用されるために、１団体あたり１件の応募とし、法人が複数

　　　　　運営する事業所等から申請する場合は、１法人１件限りの応募になります。

　　　　※複数の団体（地域自立支援協議会に参加）が共同で応募することも可能です。

　　　　　その場合は代表する団体が申請し、協働する団体について、申請書実施計画内

　　　　　に記載してください。

　〇審査及び選考方法

　　　行政、西宮市地域自立支援協議会等で構成する審査会で審査を行います。

　　　申請に基づき、書類審査にて行います。

　　　２０２４（令和６）年１月中旬頃予定

　〇その他

　　●審査結果については、２０２４（令和６）年２月中旬に文書にて通知します。

　　　また、西宮市社会福祉協議会のホームページで審査結果を公表します。

　　●助成応募資格要件を満たし、かつ適切な活動内容であっても、審査の結果に

　　　よって、申請額より少ない助成額となる場合や助成できない場合があります。

　　●活動・事業終了後に、事業実施報告書及び収支報告書の提出をお願いします。

　　　（提出指定された期日内厳守）

　　●以下のいずれかに該当した場合、助成金の一部または全額の返還、助成の取消しを

　　　求めることがあります。

1. 助成金に余剰が生じた場合
2. 助成金にかかる経理が不明確である場合
3. 助成決定後、活動・事業を廃止または休止した場合
4. 助成金を指定した活動・事業以外に使用した場合
5. 事実と相違した助成申請または使途報告がされた場合

　応　募　方　法

1. 募集要項を読み、申請書及び申請団体の概要がわかる資料をご用意ください
2. 申請書類を持参もしくは郵送で提出をお願いします。

●持参の場合⇒問い合わせ先までご持参ください。

●郵送の場合⇒申請受付期間　最終日必着

＜申請受付期間＞

　２０２３（令和５）年１１月２７日（月）～２０２３（令和５）年１２月２５日（金）

※申請期間が短くて恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

　募集要項・申請書は、西宮市社会福祉協議会ホームページ<https://nishi-shakyo.jp/>で

ダウンロードできます。

　また問い合わせ先の「障害者総合相談支援センターにしのみや」にも設置しています。